

福岡県公報

令和七年十月三日
第六百三十四号
増刊
②

目次

規則

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（行財政支援課）……………一

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報政策課）……………一

告示 示（第五百八十八号）……………二
（会計管理局会計課）……………二

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示……………二

規則

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十一号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項を削り、同条第六項中「別表第三の四の項」を「別表第三の三の項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十二号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

（福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第六条第三項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

（知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

第二条第一項中「福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第八条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「第八条」を「前条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第九条 情報通信技術活用条例第七条に規定する規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十

七号)第五条に規定するもののほか、知事等が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

(福岡県財務規則の一部改正)

2 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百八十六条(見出しを含む。)中「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

(福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

3 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

告示

福岡県告示第五百八十八号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

早良高等学校	〃
野芥支店	〃

を

早良高等学校 福岡つくし特別支 援学校	〃	野芥支店
---------------------------	---	------

に、

宗像・遠賀保健福祉環 境事務所 宗像児童相談所	少年自然の家「玄 海の家」 宗像高等学校 宗像中学校	宗像警察署	〃	宗像支店
-------------------------------	-------------------------------------	-------	---	------

を

宗像・遠賀保健福祉環 境事務所 宗像児童相談所	少年自然の家「玄 海の家」 宗像高等学校 宗像中学校	宗像警察署	〃	宗像支店
学校	むなかた特別支援		〃	赤間支店

に改める。

附則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。